

第 10 回休眠預金等活用審議会概要

※ 本概要は事務局により整理したものの
休眠預金等活用担当室

日 時：平成 29 年 12 月 26 日（火）16:00～17:50

場 所：中央合同庁舎 4 号館 2 階共用第 3 特別会議室

概 要：

<議事 1 指定活用団体の指定の基準について>

○指定活用団体の指定基準の修正案について事務局より説明を行った。

<議事 2 基本方針について>

○基本方針案について事務局より説明を行った後、意見交換を行った。主な意見は以下のとおり。

- ・「はじめに」又は「意義及び目標に関する事項」において、革新性について言及してはどうか。評価制度を充実させつつチャレンジングなものにも向き合っていくというメッセージが伝わるとよい。
- ・休眠預金等は数年経つと払い戻されなくなっている方がいるので、何年経っても払い戻されるということを追記してはどうか。
- ・事業の実施に当たり、民間資金の調達は重要だと思うので、民間公益活動を行う団体だけでなく資金分配団体も自ら民間資金を調達していくということを明確に記載した方がよい。
- ・評価を実施するに当たっての負担の軽減は必要だが、評価を実施することによる効果を上げる必要がある。評価の負担を減らし、評価の実質的な効果を上げる方法を築いていくということを「はじめに」に記載してはどうか。
- ・休眠預金等の活用に当たっての柔軟な費用間流用については賛成である。ただ、費用間流用について、あらかじめ当事者間の契約の中に定めておくことは難しいのではないかと。一方で、同契約にあらかじめ費用間流用について定めておくことが「望ましい」との記述もあり、定めていなくても流用できるように読めてしまう。流用に当たっての具体的なあり方を明確にすべきである。
- ・指定活用団体が制度の運用開始に向けた準備に要した費用について、休眠預金等で負担するという考え方はよいが、準備作業に無駄が生じていても後になって費用を負担できるということでは問題が起きる可能性がある。会社法では、会社設立費用は定款に記載し、その枠の中で準備するのが一般的であり、指定活用団体についても、その枠を限定できるようにすべきである。

<議事 3 預金者等への周知広報について>

○金融庁より、休眠預金等活用法ポスター等に基づき、預金者等への周知広報の取組みについて、報告を行った。